

令和 7 年

浦安市議会第 3 回定例会議案書

目 次

令和7年浦安市議会第3回定例会議案一覧表	・ ・ ・ ・ ・	5
議案第1号 専決処分の承認を求めることについて（令和7年度浦安市一般会計補正予算（第3号））	・ ・ ・ ・ ・	7
議案第2号 令和7年度浦安市一般会計補正予算（第4号）	・ ・ ・ ・ ・	15
議案第3号 令和7年度浦安市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）	・ ・ ・ ・ ・	23
議案第4号 令和7年度浦安市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）	・ ・ ・ ・ ・	27
議案第5号 浦安市ケアラー支援の推進に関する条例の制定について	・ ・ ・ ・ ・	31
議案第6号 浦安市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	・ ・ ・ ・ ・	39
議案第7号 浦安市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	・ ・ ・ ・ ・	43
議案第8号 浦安市自転車の安全利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について	・ ・ ・ ・ ・	47
議案第9号 浦安市障がい者福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	・ ・ ・ ・ ・	51
議案第10号 浦安市都市公園に係る移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	・ ・ ・ ・ ・	55
議案第11号 浦安市議会議員及び浦安市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について	・ ・ ・ ・ ・	59
議案第12号 指定管理者の指定について（市営自転車駐車場の指定管理者）	・ ・ ・ ・ ・	63
議案第13号 契約の締結について（（仮称）舞浜地区公民館整備事業建築工事）	・ ・ ・ ・ ・	67
議案第14号 契約の締結について（（仮称）舞浜地区公民館整備事業電気設備工事）	・ ・ ・ ・ ・	69
議案第15号 教育委員会委員の任命について	・ ・ ・ ・ ・	71

目 次

議 案 第 1 6 号	固定資産評価審査委員会委員の選任について	・ ・ ・ ・ ・	73
諮 問 第 1 号	人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めること について	・ ・ ・ ・ ・	75
認 定 第 1 号	令和6年度浦安市各会計決算の認定について	・ ・ ・ ・ ・	77

令和7年浦安市議会第3回定例会議案一覧表

(9月4日)

議案番号	件名
議案第1号	専決処分の承認を求めることについて（令和7年度浦安市一般会計補正予算（第3号））
議案第2号	令和7年度浦安市一般会計補正予算（第4号）
議案第3号	令和7年度浦安市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
議案第4号	令和7年度浦安市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
議案第5号	浦安市ケアラー支援の推進に関する条例の制定について
議案第6号	浦安市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第7号	浦安市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第8号	浦安市自転車の安全利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第9号	浦安市障がい者福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第10号	浦安市都市公園に係る移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

議案番号	件名
議案第11号	浦安市議会議員及び浦安市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第12号	指定管理者の指定について（市営自転車駐車場の指定管理者）
議案第13号	契約の締結について（（仮称）舞浜地区公民館整備事業建築工事）
議案第14号	契約の締結について（（仮称）舞浜地区公民館整備事業電気設備工事）
議案第15号	教育委員会委員の任命について
議案第16号	固定資産評価審査委員会委員の選任について
諮問第1号	人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて
認定第1号	令和6年度浦安市各会計決算の認定について

議案第1号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和7年9月4日提出

浦安市長 内田悦嗣

提案理由

定額減税不足額給付事業を早急に実施するため、一般会計歳入歳出予算の補正について専決処分したので報告し、承認を求めるものである。

専決処分書

令和7年度浦安市一般会計補正予算（第3号）を、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和7年7月10日

浦安市長 内 田 悦 嗣

令和7年度浦安市一般会計補正予算（第3号）

令和7年度浦安市の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ236,950千円を追加し、歳入歳出予算の総額を84,680,450千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

(△印は 減)

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
50 国庫支出金		13,243,480	236,950	13,480,430
	10 国庫補助金	3,415,072	236,950	3,652,022
補正されなかった款項に係る額		71,200,020	-	71,200,020
歳 入 合 計		84,443,500	236,950	84,680,450

歳 出

(△印は 減)

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
15 民生費		34,460,080	236,950	34,697,030
	5 社会福祉費	13,649,850	236,950	13,886,800
補正されなかった款項に係る額		49,983,420	-	49,983,420
歳 出 合 計		84,443,500	236,950	84,680,450

議案第2号

令和7年度浦安市一般会計補正予算（第4号）

令和7年度浦安市の一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ208,700千円を減額し、歳入歳出予算の総額を84,471,750千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（継続費の補正）

第2条 継続費の変更は、「第2表 継続費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の追加は、「第3表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第4条 地方債の追加及び変更は、「第4表 地方債補正」による。

令和7年9月4日提出

浦安市長 内田悦嗣

第1表 歳入歳出予算補正

(△印は 減)

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
50 国庫支出金		13,480,430	△52,140	13,428,290
	10 国庫補助金	3,652,022	△52,140	3,599,882
60 財産収入		376,960	1,880	378,840
	5 財産運用収入	376,285	1,803	378,088
	10 財産売払収入	675	77	752
75 繰越金		600,000	82,860	682,860
	5 繰越金	600,000	82,860	682,860
80 諸収入		1,638,750	21,700	1,660,450
	17 受託事業収入	101,281	5,300	106,581
	25 雑入	872,240	16,400	888,640
85 市債		5,650,900	△263,000	5,387,900
	5 市債	5,650,900	△263,000	5,387,900
補正されなかった款項に係る額		62,933,410	-	62,933,410
歳 入 合 計		84,680,450	△208,700	84,471,750

歳 出

(△印は 減)

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
5 議会費		365,270	△390	364,880
	5 議会費	365,270	△390	364,880
10 総務費		8,834,660	321,700	9,156,360
	5 総務管理費	6,860,967	320,886	7,181,853
	15 戸籍住民基本台帳費	734,199	814	735,013
15 民生費		34,697,030	△90,170	34,606,860
	5 社会福祉費	13,886,800	15,874	13,902,674
	10 児童福祉費	17,506,507	△106,044	17,400,463
20 衛生費		9,547,740	15,880	9,563,620
	5 保健衛生費	3,420,469	15,880	3,436,349
40 消防費		2,724,880	△249,980	2,474,900
	5 消防費	2,724,880	△249,980	2,474,900
45 教育費		14,886,490	△151,510	14,734,980
	5 教育総務費	2,895,739	△6,750	2,888,989
	10 小学校費	3,959,938	△71,962	3,887,976
	15 中学校費	634,467	△72,798	561,669
50 公債費		4,552,200	△54,230	4,497,970
	5 公債費	4,552,200	△54,230	4,497,970
補正されなかった款項に係る額		9,072,180	-	9,072,180
歳 出 合 計		84,680,450	△208,700	84,471,750

第2表 継続費補正

変更

(単位 千円)

款	項	事業名	補正前			補正後		
			総額	年度	年割額	総額	年度	年割額
15 民生費	10 児童福祉費	今川地区保育園建設事業（保育幼稚園課）	1,072,227	令和7年度	120,424	1,377,622	—	—
				令和8年度	788,700		令和8年度	859,129
				令和9年度	163,103		令和9年度	518,493
40 消防費	5 消防費	（仮称）消防署舞浜出張所整備事業（総務課）	1,076,163	令和7年度	255,045	1,408,324	令和7年度	5,740
				令和8年度	821,118		令和8年度	873,337
				—	—		令和9年度	529,247

第3表 債務負担行為補正

追 加

事 項	期 間	限 度 額
電子入札運用経費（契約課）	令和7年度～令和13年度	34,010千円
日の出七丁目借用地賃借料（官民連携推進課）	令和7年度～令和29年度	4,704,000千円に物価変動等による増減額を加算した額の範囲内
自治会集会所照明器具LED化改修事業設計委託（地域振興課）	令和7年度～令和8年度	9,777千円
美浜三丁目自治会集会所建設工事（地域振興課）	令和7年度～令和8年度	85,983千円
市民プラザ指定管理料（生涯学習課）	令和7年度～令和10年度	33,027千円に物価変動等による増減額を加算した額の範囲内
老人クラブ会館照明器具LED化改修事業設計委託（高齢者福祉課）	令和7年度～令和8年度	4,774千円
M3イズミクラブ会館建設工事（高齢者福祉課）	令和7年度～令和8年度	70,350千円
児童育成クラブ照明器具LED化改修等事業設計委託（青少年課）	令和7年度～令和8年度	18,810千円
（仮称）いちょう学級第3建設事業設計委託（指導課）	令和7年度～令和8年度	19,318千円

第4表 地方債補正

追 加

起 債 の 目 的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
美浜三丁目自治会集会所建替事業（地域振興課）	千円 12,400	普通貸借 又は 証券発行	年 4.0% 以内	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合は、その債権者との協定による。ただし、市財政の都合により、据置期間及び償還年限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利債に借換えすることができる。

変 更

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
今川地区保育園建設事業（保育幼稚園課）	千円 68,400	普通貸借 又は 証券発行	年 4.0% 以内	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合は、その債権者との協定による。ただし、市財政の都合により、据置期間及び償還年限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利債に借換えすることができる。	千円 -	普通貸借 又は 証券発行	年 4.0% 以内	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合は、その債権者との協定による。ただし、市財政の都合により、据置期間及び償還年限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利債に借換えすることができる。
（仮称）消防署舞浜出張所整備事業（総務課）	206,500				千円 -			
高規格救急自動車購入（警防課）	22,700				22,400			
水槽付消防ポンプ自動車購入（警防課）	52,000				51,800			

議案第3号

令和7年度浦安市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

令和7年度浦安市の国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ38,560千円を追加し、歳入歳出予算の総額を12,420,560千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和7年9月4日提出

浦安市長 内田悦嗣

第1表 歳入歳出予算補正

(△印は 減)

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金		-	27,210	27,210
	10 国庫補助金	-	27,210	27,210
40 繰入金		1,281,600	△130	1,281,470
	5 一般会計繰入金	1,281,600	△130	1,281,470
45 繰越金		10,000	11,480	21,480
	5 繰越金	10,000	11,480	21,480
補正されなかった款項に係る額		11,090,400	-	11,090,400
歳 入 合 計		12,382,000	38,560	12,420,560

歳 出

(△印は 減)

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
5 総務費		262,230	27,080	289,310
	10 徴税費	57,179	27,080	84,259
26 保健事業費		149,010	11,480	160,490
	10 特定健康診査等事業費	122,835	11,480	134,315
補正されなかった款項に係る額		11,970,760	-	11,970,760
歳 出 合 計		12,382,000	38,560	12,420,560

議案第4号

令和7年度浦安市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

令和7年度浦安市の後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ600千円を追加し、歳入歳出予算の総額を2,405,600千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和7年9月4日提出

浦安市長 内田悦嗣

第1表 歳入歳出予算補正

(△印は 減)

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
25 諸収入		7,660	600	8,260
	10 償還金及び還付加算 金	3,320	600	3,920
補正されなかった款項に係る額		2,397,340	-	2,397,340
歳 入 合 計		2,405,000	600	2,405,600

歳 出

(△印は 減)

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
15 諸支出金		3,320	600	3,920
	5 償還金及び還付加算 金	3,320	600	3,920
補正されなかった款項に係る額		2,401,680	-	2,401,680
歳 出 合 計		2,405,000	600	2,405,600

議案第5号

浦安市ケアラー支援の推進に関する条例の制定について

浦安市ケアラー支援の推進に関する条例を別紙のように制定する。

令和7年9月4日提出

浦安市長 内田悦嗣

提案理由

ケアラーに対する支援に関して基本理念を定め、市の責務並びに市民、保護者、事業者、学校及び関係機関の役割を明らかにするとともに、ケアラーに対する支援に関する施策の基本となる事項を定めることにより、ケアラーに対する支援に関する施策を地域の多様な主体が連携して総合的に推進し、もって全てのケアラーの人権が擁護され、健康で文化的な生活を営むことができる地域社会の実現に寄与するため、制定するものである。

浦安市ケアラー支援の推進に関する条例

ケアを必要とする人を家族や友人がケアすることは否定されるものではない。

しかしながら、特定の人へのみ、過度に身体的な負担や精神的な負担を負わせることは避けるべきであり、特に、子どもが本来守られるべき権利を侵害されてまでのケアは断じて避けなければならない。

このため、ケアの問題を社会全体の課題として捉え、地域の多様な主体が連携し、ケアラーを支援するための包括的な体制の構築を目指し、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、ケアラーに対する支援（以下「ケアラー支援」という。）に関して基本理念を定め、市の責務並びに市民、保護者、事業者、学校及び関係機関の役割を明らかにするとともに、ケアラー支援に関する施策の基本となる事項を定めることにより、ケアラー支援に関する施策を地域の多様な主体が連携して総合的に推進し、もって全てのケアラーの人権が擁護され、健康で文化的な生活を営むことができる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ケアラー 高齢、身体上又は精神上の障がい、疾病等によりケアを必要とする親族、友人その他の身近な人に対して、介護、日常生活上の世話その他の必要なケアを行っている、市内に住所若しくは居所を有する者、市内に存する事務所若しくは事業所に勤務する者又は市内に存する学校に在学する者をいう。
- (2) ヤングケアラー ケアラーのうち、18歳に満たない者（以下「子ども」という。）をいう。
- (3) 若者ケアラー ケアラーのうち、ヤングケアラーを経た後も必要なケアを行っている、おおむね40歳未満の者をいう。
- (4) 市民 市内に住所を有する者及び市内において働き、学び又は活動する

個人又は団体をいう。

- (5) 保護者 親権を行う者、未成年後見人その他の者で、子どもを現に監護するものをいう。
- (6) 学校 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校、中学校、高等学校及び大学をいう。
- (7) 関係機関 福祉、介護、医療等又は教育に関連する業務を行い、当該業務を通じて日常的にケアラーに関わる可能性がある機関をいう。

（基本理念）

第3条 ケアラー支援は、次に掲げる基本理念により行うものとする。

- (1) ケアラー支援は、全てのケアラーが個人として尊重され、健康で文化的な生活を営むことができるよう、市、市民、保護者、事業者、学校及び関係機関が、それぞれの責務又は役割を果たすとともに相互に連携を図りながら、ケアラーが孤立することのないよう社会全体で支えるように行われなければならない。
- (2) ヤングケアラーに対する支援は、ヤングケアラーとしての時期が社会において自立的に生きる基礎を培い、人間としての基本的な資質及び次代の社会を担う力を養う重要な発達段階であることに鑑み、適切な教育の機会を確保し、かつ、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自己実現が図られるよう配慮して行われなければならない。
- (3) 若者ケアラーに対する支援は、若者ケアラーが持てる能力を十分に生かすことで、自立し、及び活躍することのできる機会が確保され、かつ、その自己実現が図られるよう配慮して行われなければならない。

（市の責務）

第4条 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、ケアラー支援に関する施策について体制を整備し、総合的に実施するものとする。

- 2 市は、前項の施策を実施するに当たっては、ケアラーの意向に配慮するとともに、市民、保護者、事業者、学校及び関係機関と相互に連携を図るものとする。

(市民の役割)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、ケアラーが置かれている状況及びケアラー支援の必要性についての理解を深め、市が実施するケアラー支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

2 市民は、ケアラーに対する声かけや見守りなどにより、ケアラーが孤立することのないよう配慮するよう努めるとともに、必要に応じて、市、学校又は関係機関に相談するよう努めるものとする。

(保護者の役割等)

第6条 保護者は、基本理念にのっとり、ヤングケアラーについての理解を深めるとともに、子育ての第一義的責任があることを認識し、子どもの意向を尊重しつつ、年齢や発達に応じた養育に努めるものとする。

2 保護者は、家庭においてヤングケアラーに過度な負担が課されることがないように、家庭が抱える困難に応じた支援を求めることができる。

(事業者の役割)

第7条 事業者は、基本理念にのっとり、ケアラーが置かれている状況及びケアラー支援の必要性についての理解を深め、市が実施するケアラー支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

2 事業者は、市内で事業活動を行うに当たり、雇用する従業員がケアラーである可能性があることを認識し、従業員がケアラーであると認められるときは、当該ケアラーの意向を尊重しつつ、勤務するに当たっての配慮、情報の提供その他の必要な支援を行うよう努めるものとする。

(学校の役割)

第8条 学校は、基本理念にのっとり、ヤングケアラー及び若者ケアラーが置かれている状況並びにヤングケアラー及び若者ケアラーに対する支援の必要性についての理解を深め、市が実施するヤングケアラー及び若者ケアラーに対する支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

2 学校は、その業務を通じて日常的にヤングケアラー又は若者ケアラー（以下「ヤングケアラー等」という。）に関わる可能性がある立場にあることを認識し、関わりのある者がヤングケアラー等であると認められるときは、当該ヤングケアラー等の意向を尊重しつつ、その教育の機会の確保に係る状況、

健康状態、生活環境等を確認し、支援の必要性の把握に努めるものとする。

3 学校は、支援を必要とする在籍するヤングケアラー等からの教育又は福祉に関する相談に応じるよう努めるとともに、当該ヤングケアラー等に対し、情報の提供、適切な関係機関への案内又は取次ぎその他の教育の機会の確保を図るために必要な支援を行うよう努めるものとする。

4 学校は、在籍するヤングケアラー等を早期に必要な支援につなげることができるよう、市及び関係機関と連携して、児童及び生徒に必要な周知及び啓発を行い、意識の醸成を図るよう努めるものとする。

(関係機関の役割)

第9条 関係機関は、基本理念にのっとり、ケアラーが置かれている状況及びケアラー支援の必要性についての理解を深め、市が実施するケアラー支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

2 関係機関は、その業務を通じて日常的にケアラーに関わる可能性がある立場にあることを認識し、関わりのある者がケアラーであると認められるときは、当該ケアラーの意向を尊重しつつ、その健康状態、生活環境等を確認し、支援の必要性の把握に努めるものとする。

3 関係機関は、支援を必要とするケアラーに対し、関係機関相互間の緊密な連携の下、必要な支援が複合的に行われる支援体制を構築するよう努めるものとする。

(早期発見)

第10条 市、学校及び関係機関は、ヤングケアラー等を発見しやすい立場にあることを認識し、相談体制の整備、啓発活動その他支援を必要とするヤングケアラー等の早期発見のための活動に努めるものとする。

(基本的な方針)

第11条 市は、ケアラー支援に関する施策の総合的な推進及びケアラー支援に係る体制整備に資するため、ケアラー支援に関する基本的な方針を定めるものとする。

(広報及び啓発)

第12条 市は、広報活動及び啓発活動を通じて、市民、保護者、事業者、学校及び関係機関が、ケアラーが置かれている状況及びケアラー支援等に関す

る知識を深め、社会全体としてケアラー支援が推進されるよう必要な施策を講ずるものとする。

(人材の育成)

第 13 条 市は、ケアラー支援に関し、市、学校及び関係機関の職員の資質の向上を図るための研修等を行い、人材の育成に努めるものとする。

附 則

この条例は、令和 8 年 1 月 1 日から施行する。

議案第6号

浦安市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

浦安市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和7年9月4日提出

浦安市長 内田悦嗣

提案理由

地方公務員の育児休業等に関する法律の改正により部分休業の拡充等が図られたことに伴い、同法第19条第2項第2号の規定による1年につき取得することができる部分休業の時間数を定めるとともに、その他所要の改正を行うものである。

浦安市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

浦安市職員の育児休業等に関する条例（平成4年条例第2号）の一部を次のように改正する。

第9条中「及び勤務日ごとの勤務時間」を削り、「除く」の次に「。次条において同じ」を加える。

第10条の見出し中「部分休業」を「第1号部分休業」に改め、同条第1項を次のように改める。

育児休業法第19条第2項第1号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「第1号部分休業」という。）の承認は、30分を単位として行うものとする。

第10条第2項中「勤務時間等条例に」を「浦安市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年条例第1号。以下「勤務時間等条例」という。）に」に、「部分休業」を「第1号部分休業」に改め、同条第3項中「部分休業」を「第1号部分休業」に改め、同条の次に次の4条を加える。

（第2号部分休業の承認）

第10条の2 育児休業法第19条第2項第2号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「第2号部分休業」という。）の承認は、1時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、それぞれ当該各号に定める時間数の第2号部分休業を承認することができる。

- (1) 1回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であって、当該勤務時間の全てについて承認の請求があったとき 当該勤務時間の時間数
- (2) 第2号部分休業の残時間数に1時間未満の端数がある場合であって、当該残時間数の全てについて承認の請求があったとき 当該残時間数

（育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間）

第10条の3 育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(育児休業法第19条第2項第2号の条例で定める時間)

第10条の4 育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。

- (1) 非常勤職員以外の職員 77時間30分
- (2) 非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日1日当たりの勤務時間に10を乗じて得た時間

(育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情)

第10条の5 育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第2項の規定による申出時に予測することができなかった事実が生じたことにより同条第3項の規定による変更をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。

第11条中「職員が」の次に「育児休業法第19条第1項に規定する」を加える。

第12条各号列記以外の部分中「第19条第3項」を「第19条第6項」に、「次に掲げる事由」を「職員が育児休業法第19条第3項の規定による変更をしたとき」に改め、同条各号を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律（令和7年法律第5号）による改正後の地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第19条第2項第2号に掲げる範囲内において、この条例の施行の日から令和8年3月31日までの間における部分休業の承認の請求をする場合における改正後の第10条の4の規定の適用については、同条第1号中「77時間30分」とあるのは「38時間45分」と、同条第2号中「10」とあるのは「5」とする。

議案第7号

浦安市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

浦安市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和7年9月4日提出

浦安市長 内田悦嗣

提案理由

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の改正に不ら、育児に関する職員の個別の事情に対応して、仕事と育児の両立に資するよう、職員から当該職員又はその配偶者の妊娠、出産等についての申出があった場合等における措置等を定めるため、所要の改正を行うものである。

浦安市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

浦安市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年条例第1号）の一部を次のように改正する。

第15条第1項中「第18条の2第1項」を「第18条の3第1項」に改める。

第18条の3を第18条の4とし、第18条の2を第18条の3とし、第18条の次に次の1条を加える。

（妊娠、出産等についての申出があった場合等における措置等）

第18条の2 任命権者は、浦安市職員の育児休業等に関する条例（平成4年条例第2号）第13条第1項の措置を講ずるに当たっては、同項の規定による申出をした職員（以下この項において「申出職員」という。）に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 申出職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「出生時両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置
- (2) 出生時両立支援制度等の請求等に係る申出職員の意向を確認するための面談その他の措置
- (3) 浦安市職員の育児休業等に関する条例第13条第1項の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置

2 任命権者は、3歳に満たない子を養育する職員（以下この項において「対象職員」という。）に対して、規則で定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 対象職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「育児期両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置
- (2) 育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための面談その他の措置
- (3) 対象職員の3歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の

家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置

- 3 任命権者は、第1項第3号又は前項第3号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。

附 則

この条例は、令和7年10月1日から施行する。

議案第8号

浦安市自転車of安全利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について

浦安市自転車of安全利用に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和7年9月4日提出

浦安市長 内田悦嗣

提案理由

関係団体の定義を改めるため、改正を行うものである。

浦安市自転車of安全利用に関する条例の一部を改正する条例

浦安市自転車of安全利用に関する条例（平成21年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号を次のように改める。

- (2) 関係団体 浦安交通安全協会その他交通安全に関する活動を行う団体をいう。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第9号

浦安市障がい者福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部
を改正する条例の制定について

浦安市障がい者福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する
条例を別紙のように制定する。

令和7年9月4日提出

浦安市長 内田悦嗣

提案理由

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の改正に伴い、
引用条項を改めるため、改正を行うものである。

浦安市障がい者福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部
を改正する条例

浦安市障がい者福祉センターの設置及び管理に関する条例（平成21年条例第26号）の一部を次のように改正する。

第1条中「同条第14項」を「同条第15項」に改める。

第4条第2号中「第5条第14項」を「第5条第15項」に改め、同条第3号及び第4号中「第5条第18項」を「第5条第19項」に改める。

第7条第1号中「同条第14項」を「同条第15項」に改める。

附 則

この条例は、令和7年10月1日から施行する。

議案第10号

浦安市都市公園に係る移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

浦安市都市公園に係る移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和7年9月4日提出

浦安市長 内田悦嗣

提案理由

引用条項を改めるため、改正を行うものである。

浦安市都市公園に係る移動等円滑化のために必要な特定公園施設の
の設置に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

浦安市都市公園に係る移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例（平成24年条例第33号）の一部を次のように改正する。

第3条第6号中「第21条第2項第1号」を「第22条第2項第1号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第11号

浦安市議会議員及び浦安市長の選挙における選挙運動の公費負担
に関する条例の一部を改正する条例の制定について

浦安市議会議員及び浦安市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条
例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和7年9月4日提出

浦安市長 内田悦嗣

提案理由

浦安市議会議員及び浦安市長の選挙における選挙運動用ビラの作成及び選挙
運動用ポスターの作成の公営に要する経費に係る限度額を引き上げるため、改
正を行うものである。

浦安市議会議員及び浦安市長の選挙における選挙運動の公費負担
に関する条例の一部を改正する条例

浦安市議会議員及び浦安市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（平成5年条例第1号）の一部を次のように改正する。

第8条中「7円73銭」を「8円38銭」に改める。

第11条中「541円31銭」を「586円88銭」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第12号

指定管理者の指定について

市営自転車駐車場の指定管理者の指定について、次のとおり行う。

令和7年9月4日提出

浦安市長 内田悦嗣

1 管理を行わせる公の施設

別紙のとおり

2 指定管理者

浦安市猫実一丁目12番38号

公益財団法人うらやす財団

理事長 石川豪三

3 指定の期間

令和8年1月1日から令和13年12月31日まで

提案理由

市営自転車駐車場の指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議決を求めるものである。

- (1) 浦安駅第1自転車駐車場
浦安市北栄一丁目16番21号
- (2) 浦安駅第2自転車駐車場
浦安市当代島一丁目2番14号
- (3) 浦安駅第3自転車駐車場
浦安市北栄一丁目1518番1
- (4) 浦安駅第4自転車駐車場
浦安市猫実四丁目561番9
- (5) 浦安駅第5自転車駐車場
浦安市猫実四丁目562番3
- (6) 浦安駅第6自転車駐車場
浦安市猫実四丁目458番2
- (7) 浦安駅第7自転車駐車場
浦安市猫実五丁目1342番1
- (8) 浦安駅第8自転車駐車場
浦安市当代島一丁目492番1
- (9) 浦安駅第9自転車駐車場
浦安市北栄三丁目778番3
- (10) 浦安駅第10自転車駐車場
浦安市北栄一丁目639番5
- (11) 浦安駅第12自転車駐車場
浦安市北栄一丁目1519番3
- (12) 浦安駅第13自転車駐車場
浦安市猫実四丁目455番1
- (13) 新浦安駅第1自転車駐車場
浦安市入船一丁目1番2号
- (14) 新浦安駅第2自転車駐車場
浦安市入船二丁目53番3
- (15) 新浦安駅第3自転車駐車場
浦安市入船六丁目58番2

- (16) 新浦安駅第4自転車駐車場
浦安市入船一丁目4番1号
- (17) 新浦安駅第5自転車駐車場
浦安市入船一丁目5番2号
- (18) 新浦安駅第7自転車駐車場
浦安市入船一丁目48番2
- (19) 新浦安駅第8自転車駐車場
浦安市美浜一丁目7番15
- (20) 新浦安駅第9自転車駐車場
浦安市入船一丁目46番9
- (21) 新浦安駅第10自転車駐車場
浦安市入船二丁目53番1
- (22) 新浦安駅第11自転車駐車場
浦安市入船一丁目48番1
- (23) 新浦安駅第12自転車駐車場
浦安市入船一丁目46番23
- (24) 新浦安駅第13自転車駐車場
浦安市入船一丁目2番1号
- (25) 舞浜駅第1自転車駐車場
浦安市舞浜15番1
- (26) 舞浜駅第2自転車駐車場
浦安市舞浜26番1
- (27) 舞浜駅第3自転車駐車場
浦安市舞浜25番2

議案第13号

契約の締結について

(仮称)舞浜地区公民館整備事業建築工事について、次のとおり契約を締結する。

令和7年9月4日提出

浦安市長 内田悦嗣

- | | |
|----------|--|
| 1 契約の目的 | (仮称)舞浜地区公民館整備事業建築工事 |
| 2 契約の方法 | 一般競争入札 |
| 3 契約金額 | 983,840,000円 |
| 4 契約の相手方 | 千葉県美浜区ひび野1丁目4番3
新日本建設株式会社
代表取締役 高見克司 |

提案理由

(仮称)舞浜地区公民館整備事業建築工事を行うための工事請負契約について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議決を求めるものである。

議案第14号

契約の締結について

(仮称)舞浜地区公民館整備事業電気設備工事について、次のとおり契約を締結する。

令和7年9月4日提出

浦安市長 内田悦嗣

- | | |
|----------|---|
| 1 契約の目的 | (仮称)舞浜地区公民館整備事業電気設備工事 |
| 2 契約の方法 | 一般競争入札 |
| 3 契約金額 | 182,600,000円 |
| 4 契約の相手方 | 浦安市入船四丁目1番11号
エヌビーエスエンジニアリング株式会社
代表取締役 中村一雄 |

提案理由

(仮称)舞浜地区公民館整備事業電気設備工事を行うための工事請負契約について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議決を求めるものである。

議案第15号

教育委員会委員の任命について

浦安市教育委員会委員に次の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により議会の同意を求める。

令和7年9月4日提出

浦安市長 内田悦嗣

氏名 宮道 力

提案理由

浦安市教育委員会委員の任期満了（令和7年11月8日）に伴い、任命するものである。

議案第16号

固定資産評価審査委員会委員の選任について

浦安市固定資産評価審査委員会委員に次の者を選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求める。

令和7年9月4日提出

浦安市長 内田悦嗣

氏名 薩美奈津美

提案理由

固定資産評価審査委員会委員の任期満了（令和7年10月31日）に伴い、選任するものである。

諮問第1号

人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

次の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求める。

令和7年9月4日提出

浦安市長 内田悦嗣

氏名 伊藤英樹

提案理由

浦安市人権擁護委員について、新たに候補者の推薦をするものである。

認定第1号

令和6年度浦安市各会計決算の認定について

令和6年度浦安市の次の一般会計、特別会計歳入歳出決算及び公営企業会計決算を地方自治法第233条第3項及び地方公営企業法第30条第4項の規定により、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和7年9月4日提出

浦安市長 内田悦嗣

- 1 令和6年度浦安市一般会計歳入歳出決算
- 2 令和6年度浦安市国民健康保険特別会計歳入歳出決算
- 3 令和6年度浦安市墓地公園事業特別会計歳入歳出決算
- 4 令和6年度浦安市介護保険特別会計歳入歳出決算
- 5 令和6年度浦安市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算
- 6 令和6年度浦安市下水道事業会計決算

決算書、意見書及び附属資料は、別冊のとおり。